

# 杉並区学齡期発達支援事業実施要綱

平成29年 5 月25日

杉 並 第10247号

改正 平成31年 3 月 5 日杉並第64585号 令和 2 年11月20日杉並第43601号

令和 6 年 3 月18日杉並第69326号

(目的)

第1条 この要綱は、発達支援を必要とする学齡期の発達障害児を杉並区（以下「区」という。）が委託する事業所に通所させ、社会生活を円滑に行えるよう支援する、学齡期の発達支援事業（以下「支援事業」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 支援事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、区内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 発達障害の診断を受けている児童

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に在籍する1年生から3年生までの児童。ただし、同法第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを利用している者を除く。

(3) 区長が発達支援を必要と判断した児童

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める児童を対象者とすることができる。

(支援事業の内容)

第3条 支援事業は、次に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 発達障害児への支援

(2) 発達障害児の保護者への支援

(3) 発達障害児が在籍する学校等（学校教育法第1条に規定する小学校以外の教育機関を含む。）との対象者に係る調整

(4) その他区長が特に必要と認めた支援

(実施方法)

第4条 支援事業は、第1条の目的を達成するために適当と認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

2 対象者は、事業者が発達支援を行う場所（以下「事業所」という。）に通所し、前条に掲げる支援を受けるものとする。ただし、前条第3号及び第4号に規定する支援事業については、事業所外で支援を受ける場合を含む。

3 事業者は、区が作成する学齡期発達支援計画に基づき支援事業を実施するものとする。

4 事業者は、支援事業実施後、学齡期発達支援実績記録票（第1号様式）を作成するものとする。

(利用決定)

第5条 支援事業を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、学齡期発達支援事業利用申込書（第2号様式。以下「利用申込書」という。）を区長宛てに提出するものとする。この場合において、利用の申込みは、小学校に1箇月以上在籍した後から受け付けるものとする。

2 申請者は、前項に定める利用申込書の提出に当たり、対象者及び申請者の居住状況を証する書類又はその写し（以下「書類等」という。）を区長宛てに提出するものとする。ただし、区が保有する公簿等により確認をすることができる場合は、書類等の提出を省略することができる。

3 区長は、第1項の規定に基づき申込書の提出を受けたときは、発達障害の診断の有無、発達検査の結果、在籍校、家庭及び地域での児童の様子並びに支援事業以外の支援の有無を確認した上、支援事業の利用の可否、利用事業所、利用期間及び利用回数を決定する。ただし、利用期間は、利用開始日からその日の属する年度の末日までとする。

4 区長は、前項の規定により支援事業の利用を承認する場合は学齢期発達支援事業利用決定通知書（第3号様式）により、利用を承認しない場合は学齢期発達支援事業利用不承認通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

（利用回数、時間等）

第6条 支援事業は、1回当たり45分以上実施するものとする。

2 支援事業は、同日に2種類まで利用することができる。この場合において、利用回数は2回と換算する。

3 支援事業の1月当たりの利用回数は、4回を限度とする。

（費用負担額）

第7条 第5条の規定に基づき利用決定を受けた対象者（以下「利用者」という。）が支援事業を利用するときに係る費用は、無料とする。ただし、支援事業以外の支援を当該事業に引き続き又は別の日に同一の事業所で受ける場合については、利用者の保護者はあらかじめ事業者が示した金額を実費負担するものとする。

（委託料の支払）

第8条 区長は、支援事業の実施に係る別表に掲げる金額について、履行確認後実績に応じ、事業者からの請求に基づき支払うものとする。

（決定の取消し）

第9条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援事業の利用承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなった場合
- (2) 申請の内容に虚偽があった場合
- (3) 支援事業を利用する必要性がなくなった場合
- (4) その他区長が支援事業の利用が適当でないと認めた場合

2 区長は、前項の規定により取消しを行う場合は、学齢期発達支援事業利用決定取消通知書（第5号様式）により利用者に通知する。

（届出事項）

第10条 利用者の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書類を区長宛てに提出するものとする。

- (1) 提出した利用申込書の記載事項に変更がある場合（利用事業所の変更を除く。）  
学齢期発達支援事業記載事項変更届出書（第6号様式。以下「届出書」という。）
- (2) 利用者が支援事業の利用を辞退する場合 学齢期発達支援事業利用中止届出書（第7号様式。以下「中止届出書」という。）
- (3) 利用事業所の変更をする場合 学齢期発達支援事業利用事業所変更申込書（第8号様式）

2 利用者の保護者は、前項第1号に定める届出書を提出するときは、変更した記載事

項を証する書類又はその写し（以下「書類等」という。）を併せて提出するものとする。ただし、区の保有する公簿等により確認をすることができる場合は、書類等の提出を省略することができる。

（利用事業所の変更決定）

第11条 区長は、前条第1項第3号の規定による変更申込書の提出を受けたときは、変更を承認する場合は学齢期発達支援事業利用事業所変更決定通知書（第9号様式）により、変更を承認しない場合は学齢期発達支援事業利用事業所変更不承認通知書（第10号様式）により利用者の保護者に通知する。

（特別支援教育課への通知）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度教育委員会事務局特別支援教育課にその旨を通知する。

- （1） 第5条第3項の規定に基づき支援事業の利用の可否、利用事業所、利用期間及び日数を決定したとき。
- （2） 第9条第1項の規定に基づき利用承認を取り消したとき。
- （3） 第10条第1項第2号の規定に基づき中止届出書を受理したとき。
- （4） 第11条の規定に基づき利用事業所の変更を決定したとき。

（委託事業者の要件）

第13条 区が支援事業を委託する事業者は、次に掲げる要件を全て備え、かつ、別に定める杉並区学齢期発達支援事業に関する発達支援委託事業者審査会議において承認された法人とする。

- （1） 事業所において心理職の職員を配置し、当該職員を週20時間以上雇用すること。
- （2） 学齢期の発達障害児支援について1年以上の実績があること。
- （3） 当該事業の支援にふさわしいと区が認める支援プログラムを実施できること。
- （4） 前号のプログラムを実施するための人員及び設備を備えていること。

（事業者の研修）

第14条 事業者は、区が実施する研修等に年1回以上参加するものとする。

（関係機関との連携）

第15条 区長は、支援事業の円滑な運営のため関係機関と密接な連携を図るものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援事業に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則（平成31年3月5日杉並第64585号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月20日杉並第43601号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日杉並第69326号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

| 区分 |             | 委託料（外税）  |
|----|-------------|----------|
| 1  | 発達支援委託      | 6,100円／回 |
| 2  | 発達支援コーディネート | 4,700円／月 |

様式 略